

「高松市公文書館整備基本計画（素案）」のパブリック・コメント実施結果

本市では、平成24年3月12日から4月6日までの期間、「高松市公文書館整備基本計画（素案）」についてのパブリック・コメントを実施しました。いただいた御意見の要旨およびそれに対する本市の考え方を以下のとおりまとめましたので、公表いたします。

1. 意見総数 2件（1人）
2. いただいた御意見の要旨およびそれに対する本市の考え方

番号	御意見（要旨）	市の考え方
1	類似施設との連携を行うことが何よりも必要であって、より効果が期待でき、所管は総務課よりも教育委員会のほうが適切と判断できる。	歴史公文書等の利用においては教育的要素もありますが、次の2点を理由に公文書館の所管は総務局とするものです。 (1) 市長部門だけでなく市の全ての機関が保有する公文書を保存の対象とすること。 (2) 公文書館業務に密接に関わる公文書管理および情報公開制度の所管が総務局であること。 【参考】地方自治法第149条において普通地方公共団体の長の担当事務の中に「証書及び公文書類を保管すること。」が規定されています。
2	過去に学ぶ意味からも市民に広く広報し、理解、活用されることの仕組みを構築されたい。	公文書館の機能として、保存機能のほかに、利用・普及機能や、調査研究機能も備えることとしております。